

# 高梁・新見地区教科用図書採択市教育委員会協議会規約

## (趣旨)

第1条 この規約は、高梁・新見地区（以下「地区」という。）の教科用図書の採択に係る組織及び運営について定めるものとする。

## (協議会の設置)

第2条 地区の市教育委員会は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和38年法律第182号）第13条第4項の規定により、地区の市立小学校及び中学校において使用する教科用図書について、種目ごとに同一の教科用図書の採択を協議するために協議会を設置する。

## (名称)

第3条 協議会は、高梁・新見地区教科用図書採択市教育委員会協議会という。

## (組織)

第4条 この協議会は、委員14名以内をもって組織し、次に掲げる者を地区のそれぞれの市教育委員会が委嘱する。

- (1) 地区の市教育委員会の教育長
- (2) 地区の市教育委員会の委員
- (3) 地区の市教育委員会がそれぞれ指名する学識経験者等

## (任期)

第5条 委員の任期は、1年とする。ただし、再任は妨げない。

- 2 任期の途中で委員が交代した場合における後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## (役員)

第6条 この協議会に会長1名、副会長2名、監事2名の役員を置く。

- 2 会長は、地区の市教育委員会が協議して定めた市の教育委員会の教育長である委員をもって充てる。
- 3 会長を除く役員は、総会において委員のうちから互選する。

## (役員の仕事)

第7条 会長は、協議会を代表し、会務を統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。
- 3 監事は、協議会の事業及び会計を監査する。

(会議)

第8条 この協議会の会議は、総会、教科用図書選定会議及び臨時会とし、会長が招集し議長となる。

- 2 教科用図書の選定については、委員の4分の3以上が出席して、第11条の報告及び岡山県教育委員会が作成した選定資料を参酌し、協議会の会議において協議し、出席委員全員の一致によって決する。
- 3 前項の協議が調わない種目があるときは、委員は、当該種目についてそれぞれ選定すべきと考える教科用図書に投票を行い、過半数の投票を得た教科用図書を選定する。
- 4 前項の場合において、過半数の投票を得た教科用図書がないときは、最多数の投票を得た2種類の教科用図書について投票を行い、多数を得た教科用図書を選定する。
- 5 前項の場合において、投票を行うべき2種類の教科用図書及び選定する教科用図書を定めるに当たり得票数が同じときは、協議の経過を勘案し、会長がこれを決する。

(専門委員会)

第9条 この協議会の求めに応じ教科用図書の選定に関する事務を補助執行するために、小学校及び中学校の教育課程別に次の専門委員会を置くことができる。

- (1) 選考委員会
  - (2) 選定委員会
  - (3) 研究委員会
- 2 教科用図書の採択に直接の利害関係を有する等その職務を行うのに適当でないと認められるものは、専門委員会の委員となることができない。
  - 3 専門委員会の委員が前項の規定に該当すると認めるときは、当該委員を解嘱する。

(選考委員会)

第10条 選考委員会は、選定委員及び研究委員の適任者を選考し、協議会に報告する。

- 2 選考委員は、教育長の推薦に基づいて協議会が委嘱する。
- 3 選考委員の任期は、委嘱した日から当該年の8月31日までとする。
- 4 選考委員は5名以内とする。

(選定委員会)

第11条 選定委員会は、教科用図書の評価を協議会に報告する。

- 2 選定委員は、学校教育について専門的知識を有する者のうちから、協議会が委嘱する。
- 3 選定委員の任期は、委嘱した日から当該年の8月31日までとする。
- 4 選定委員は17名以内とする。

(研究委員会)

- 第12条 研究委員会は、種目ごとに教科用図書を調査研究し、協議会に報告する。
- 2 研究委員は、義務教育諸学校の校長・教頭及び教諭のうちから協議会が委嘱する。
  - 3 研究委員の任期は、委嘱した日から当該年の8月31日までとする。
  - 4 研究委員は種目ごとに4名程度とする。

(情報の公表)

- 第13条 協議会は、教科用図書の採択に関する文書の一部を公表するとともに、その他の情報に関する開示請求に対して、その対応ができるものとする。
- 2 協議会における情報の公表については別に定めるところによるものとする。

(庶務)

- 第14条 この協議会の庶務は、地区の市教育委員会事務局において処理する。

(経費)

- 第15条 この協議会に要する経費は、地区の市教育委員会の負担とする。

(その他)

- 第16条 この規約に定めるもののほか、必要事項は別に定める。

附 則

- 1 この規約は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 高梁地区教科用図書採択市町教育委員会協議会規約(平成13年4月1日施行)は、平成17年3月31日限り、廃止する。

附 則

この規約は、平成26年8月22日から施行する。

附 則

この規約は、平成27年7月16日から施行する。

附 則

この規約は、平成29年4月27日から施行する。

附 則

この細則は、平成30年8月3日から施行し、平成30年4月1日から適用する。